

ラオス人民民主共和国 憲法 (2025 年改正)

前文

数千年もの間、多民族からなるラオス国民はこの愛する土地に住み、発展してきた。14 世紀中葉から、我々の祖先、特にファ・グム王は、人々を指導してランサン王国を建国し、その統一と繁栄をもたらした。

18 世紀以降、ラオスの国土は、再三にわたり外圧に脅かされ、侵略されたが、ラオス国民は、団結してその祖先の勇壮で強健な伝統を守り、絶えず一貫して独立と自由を勝ち取るために戦った。

1930 年以降、前インドシナ共産党である現ラオス人民革命党の正しい主導の下、多民族からなるラオス国民は、犠牲を伴いつつ勇敢に試練に立ち向かい、遂に植民地主義や封建主義制度による支配及び抑圧という束縛を打破し、国を完全に解放し、1975 年 12 月 2 日にラオス人民民主共和国を樹立した。このようにして、ラオスという国としての完全な独立と、真の意味でのラオス人民の自由を獲得した新しい時代が開かれた。

その国家の解放からこれまで、ラオス国民は、ラオス人民革命党の指導の下、二つの戦略的役割を実施してきた。それは、国家の保持と建設である。特に、民主的制度の復興と建設のため、時代と国家の統一を拡大する、党の原理による全面的な変革の任務の遂行である。それによって、国民に豊かさかつ幸福をもたらし、国家は強固かつ安定し、社会には、連帯と調和、民主主義と正義、文明がもたらされ、社会主義体制の確立につながるものである。

この新しい時代において、社会は、法による国家統治、経済・社会の統治を要求するようになった。そのため、ラオス人民民主共和国最初の憲法が起草され、1991 年 8 月 15 日に公布された。その後、党原

理の全面的変革政策を執行するための要求に応えるため、2003 年に最初の改正が行われた。そして 2015 年の改正では、国家の統治制度をより効率的にすることを目指し、国際社会と地域の経済状況に順応できるよう、国家体制の保持と建設に方向転換が行われた。2025 年の改正においては、国家の行政統治システムとラオス自身の自立的経済強化のため、強力、深化そして全面的な改革を継続していくことに力点をおいている。

この我が国の人民民主体制における憲法は、我が国の解放、保持、建設、及び変革を目指す中で国民が獲得した偉業を認めるものである。憲法は、政治制度、社会経済制度、国防、治安、国際関係、国民の基本的権利と義務、国家機構と組織を定めている。

憲法は、全国民の英知の結晶であるとともに、全国民の討議を経た成果であり、ラオス国を平和・独立・民主・統一・繁栄の国にするという目的を達成するため、国家共同体が共同して邁進するという未来永劫にわたる情熱と強固な決意を反映しているものである。

第 1 章 政治体制

第 1 条

ラオス人民民主共和国は、河川領域及び領空を含む統一領土を有する、独立した主権国家であり、すべての民族が所有する、統一された不可分一体の国家である。

第2条

ラオス人民民主共和国は、人民民主の国家である。すべての権限は、人民に帰属し、労働者・農民・知識人を中核とする社会のあらゆる層の多民族からなる人民による、人民の利益のためのものである。

第3条

多民族からなる国民の主権者としての権利は、ラオス人民革命党を主軸とする政治制度の機能を通して行使され、保障される。

第4条

国民は、自己の権利及び利益を代表する機関として国会と地方議会を設置する。

国会議員と地方議会議員の選出は、一般原則・平等・直接・秘密投票に従って行う。

有権者は、選挙された代表者がその職に値せず、国民の信頼を失ったと判断されたときは、その代表者の免職を勧告する権利を有する。

第5条

国会、地方議会、その他のすべての国家組織は、民主的中央集権制に従い、設立され、かつ機能する。

第6条

国家は、何人も侵すことのできない国民の自由権と民主権を保護する。すべての国家組織及び公務員は、国民に対し、政策、法律、規則について知らしめるため広く宣伝、普及、教育しなければならない。また同時に、国民の正当な権利及び利益を保障するため、これらを厳正に執行しなければならない。

国民の名誉、身体、生命、精神及び財産を侵害するような権力支配的行為、脅迫的な行為は一切禁止する。

第7条（改正）

ラオス建国戦線、ラオス退役者同盟、ラオス労働組合連盟、ラオス女性同盟、ラオス人民革命青年同盟、及びその他の大衆組織は、研修教育の場であり、連帯心を集結させ、すべての民族のあらゆる層を国家

の保持と建設の使命に参加させ、国民主権を発展させ、各組織の構成員の正当な権利及び利益を保護し、国会、地方議会とその議員の活動を監督する権利と役割を持った機関である。

第8条

国家は、すべての民族間に連帯と平等をもたらす政策を遂行する。すべての民族は、それぞれの民族と国家の優れた慣習や文化を保護、促進する権利を有する。民族間の分断・差別行為は一切禁止する。

国家は、すべての民族の社会経済的發展を促進するためのあらゆる措置を講じる。

第9条（改正）

国家は、仏教徒その他の宗教の信者によるすべての合法的な活動を尊重・保護し、僧侶、見習僧、出家者、宗教指導者がラオスとその国民の利益となる活動に参加するよう奨励する。

宗教間や国民間の連帯の分断を扇動する行為は一切禁止する。

第10条（改正）

国家は、憲法及び法律によって社会を統治し管理する。

すべての党組織、国家組織、ラオス建国戦線、ラオス退役者同盟、大衆組織、社会組織及び全国民は、憲法及び法律を厳正に遵守しなければならない。

第11条（新）

ラオス人民民主共和国の愛と希望の大地たる完全なる領土は、何人も絶対に侵略、侵入を許されない。

独立、統一、主権、完全な領土を犯すあらゆる行為、国家の保護と建設の役割に反する行為は、厳正に処罰される。

第12条

ラオス人民民主共和国は、平和、独立、友好及び協力という対外政策を追求し、平和共存、相互独立、主権及び領土の尊厳、内政不干涉、平等並びに相互

利益を尊重するという原則に基づいて、すべての国との協力関係を促進する。

ラオス人民民主共和国は、全世界の人々による平和、国家独立、民主主義、社会的発展を目指した努力を支持する。

第2章 社会経済体制

第13条（改正）

ラオス人民民主共和国の国家経済は、社会主義市場経済であり、多種多様な経済団体、長期的、安定的な多様な形態の所有権から構成され、法の下で平等、競争、協力を基礎とする。その狙いは、主体的で独自の経済の創設、智慧のある経済の促進、国際社会と地域経済との接続を目指す基本の上で、国家経済が継続、安定的に拡大し、社会開発と調和し、持続可能なグリーン政策に従って環境にやさしく、国民の生活が物質的かつ精神的により向上することをめざしている。

第14条（改正）

国家は、すべての国内の経済団体が、生産開発、事業、ビジネス、サービスに投資し、科学、テクノロジー、イノベーション、発明を利用し、工業化・近代化に貢献し、国家経済を成長、強化するように奨励する。

第15条（改正）

国家は、ラオス人民民主共和国に対する外国からの投資を促進し、生産、事業及びサービスに、資本、先進技術、環境にやさしい、イノベーション、発明、進歩的管理が導入しやすくなる環境を整備する。

ラオス人民民主共和国における投資家の適法な財産及び資本は、国家により没収、押収又は国有化されない。

第16条

国家は、国家所有、集団所有、自営所有、または民間所有を問わず、ラオス人民民主共和国に投資される国内外の投資の保護、拡大を行う。

第17条

国家は、法に基づき、個人、法人、及び組織の所有権（占有権、使用权、収益権、処分権）並びに相続権を保護する。

土地、鉱床、水域、空域、森林、水生動物、野生動物、その他の天然資源については、国家共同体の所有に属し、国家が法律に従い代理として全国統一的にそれを管理する。

第18条

国家は、経済管理について、法律による調整を行った上で経済市場原理に従って行われ、中央レベルの当局に広域の管理責務を増やし、法律に基づいて、地方の管理当局と責任分担をしつつ、中央レベルにある各部局が中央集権的に統一して管理するという原則により実施される。

第19条（改正）

国家は、天然資源の保護、また破壊され悪化し、開発された環境を完全かつ持続的になるよう回復させることを促進する。

すべての組織と国民は、多種の生物、環境の保護と保全をおこない、天然資源を持続的な方法で利用をしていかなければならない。

第20条

ラオス人民民主共和国は、他国との間における相互の独立、国家主権、平等及び相互利益を尊重するという原則に基づいて、多方向、多元的、多様な形で経済関係を利用し、外国との経済協力に関して開放政策を実施する。

第21条（改正）

国家は、人材育成を優先することにより、文化開発、社会開発、持続可能なグリーン政策による環境開発と関連する、経済開発を重視する。

第22条

国家は、ラオス国民が資格、知識、能力及び職業を備えた善良な市民となるよう国家教育政策を実施する。

国家及び社会は、国家の教育の質を向上させ、全国民、特に僻地に居住する者、少数民族、女性、子供、機会がない者及び障害者に対し、教育を受ける機会及び条件を広く与えるよう努める。

国家は、法律に従い、民間に対し、教育の発展への投資を促進かつ奨励する。

第 23 条（改正）

国家は、世界人類の優れた文化を選択して受け入れつつ、国家と民族に特有な文化及び良き伝統を保持するよう奨励する。

国家は、文化活動、芸術活動、文学活動、創造性を促進し、文化遺産、歴史遺産、自然遺産の管理保護、遺跡及び聖地の維持保存に努める。

国家は、国民の保護・発展のために報道機関の改善と拡充に努める。

国家は、国家的利益並びにラオス国民の良き伝統、美しき文化、尊厳を破壊する原因となる文化活動又は報道機関の利用を禁止する。

第 24 条（改正）

国家は、科学・技術、イノベーション、発明の研究及び応用における知的創造活動の促進、知的財産の保護に努め、同時に工業化・近代化を推進するために科学者の育成、養成に努める。

第 25 条

国家は、国民の健康を維持、推進するため、公衆衛生の改善と拡充に努める。

国家及び社会は、病気の予防及び患者の治療体制の確立及び改善に努め、全国民、特に母子、高齢者、貧困者及び僻地に居住する者が、治療を受けて健康を維持できるよう環境を整える。

国家は、法律に従い、民間に対し、先進的最新の公衆衛生サービスへの投資を促進かつ奨励する。

国家は、違法な公衆衛生サービスについてはそれを禁止する。

第 26 条

国家及び社会は、スポーツ分野における能力向上、国民の体力及び健康作りのため、少数民族の伝統競技と国際的スポーツを合わせ多様なスポーツ、運動への注目、奨励、投資に努める。

第 27 条

国家及び社会は、労働スキルの発展、労働規律の向上、国民への職業と労働の奨励、労働者の正当な権利及び利益の保護に努める。

第 28 条

国家及び社会は、特に国家的英雄、戦争功労者、退職公務員、身体障害者、革命で犠牲になった者の遺族、国家に功績のあった者に対し、適切な社会福祉政策を実施するよう努める。

第 29 条

国家、社会及び家族は、女性の進歩の発展促進を図り、母子の権利及び利益を保護する政策の実施に努める。

第 30 条（改正）

国家及び社会は、文化的・歴史的・自然および農業指向の観光が、それが国家の経済重要分野となり、独自の観光産業に発展するよう、促進、公開、開発に努める。

国家は、国の美しい文化を棄損する、または違法な観光活動を禁止する。

第 3 章 国防・治安維持

第 31 条

国家は、全国民の参加を得てあらゆる側面で、国防-治安政策を実施する。国防軍-治安維持隊を確実かつ強固に確立・改革し、国家及び国民に対して忠誠心を高揚させ、革命による成果と国民の生命、財産、労働力を保護するためにその義務を果たし、国家の発展と保護する使命に貢献しなければならない。

第 32 条（改正）

国防-治安維持は、公共の使命であり、すべての組織及びラオス国民全員の義務及び役割であり、国防軍、治安維持隊が主となって、国民の生命と財産を保護し、人民民主体制の安定と安全を確保するため、ラオスの独立、主権、全国土を保護する。

国防-治安維持は、社会・経済の発展と環境保護に密接に組み合っていないなければならない。

第 33 条（改正）

国防軍-治安維持隊は、強固な成長のため自己の確立及び変革を行い、国家への忠誠を高め、厳格な規律及び近代的な計画を有す真に革命的要素を持つ人民の軍となり、高い戦闘力を備え、国家の安全、平和及び社会秩序の維持に努め、自然災害の予防、防止、解決に参加する。

国家は、物資、戦術、技術、車両及び用具を備え、国防-治安維持の戦闘及び戦略に関する知識、技術、専門性、戦略技術が向上するよう、国防-治安維持の基礎開発に努める。

第 34 条（改正）

国家及び社会は、国防及び社会秩序維持の責務において能力を向上させるため、国防軍-治安維持隊を物的かつ精神的にその生活を援助し、支援する政策を実施する。

国防軍-治安維持隊は、自主独立、自己解決能力を養うよう務め、その責務を遂行し、かつ、国家の発展に貢献するため、自律体制を構築するよう努めなければならない。

第 4 章 国民の基本的権利及び義務

第 35 条

ラオス国民とは、法律の定めに従い、ラオス国籍を有する者をいう。

国家は、法律に従い国民の人権と基本的権利を承認、尊重し、保護し、保証する。

第 36 条

ラオス国民は、性別、社会的地位、学歴、信仰及び民族にかかわらず、すべて法の下に平等である。

第 37 条

精神障害者及び裁判所において自由剥奪刑に処された者、選挙権又は被選挙権を剥奪された者を除き、ラオス国民の 18 歳以上の者は選挙権を有し、21 歳以上の者は被選挙権を有する。

第 38 条

ラオス国民は、性別にかかわらず、政治、経済、文化、社会及び家族に関する問題において、同等の権利を有する。

第 39 条

ラオス国民は、自己の成長、進歩のために、教育を受け、研究、学習する権利を有する。

第 40 条

ラオス国民は、労働し、法で禁止されていない職業に従事する権利を有する。

労働者は、休息し、疾病時に医療処置を受け、就労不能、身体障害となった時、高齢その他の場合には法の定めに従い扶助を受ける権利を有する。

第 41 条

ラオス国民は、法の定めに従い、居住又は移転の自由を有する。

第 42 条

ラオス国民は、集団又は個人の権利及び利益に関する問題に関して、所管の国家組織に対し、申請し、訴え、請願を行う権利を有する。

国民による申請書、訴状、請願書は、法の定めに従い、解決のために検討されなければならない。

第 43 条

ラオス国民の生命、身体、名誉及び住居の平穩に関する権利は、これを何人も侵してはならない。

ラオス国民は、法で定められた場合を除いて、検察院あるいは人民裁判所の令状なくして逮捕、拘束又は家宅搜索されない。

第 44 条

ラオス国民は、法律に反しない宗教を信仰する、又は信仰しない自由権を有する。

第 45 条

ラオス国民は、法に反しない限り、言論、執筆、集会、協会の設立及びデモ行進を行う自由を有する。

第 46 条

ラオス国民は、法に反しない限り、科学 - テクノロジー、イノベーションの進歩に関する研究とその利用、芸術・文学作品を創作し、文化活動を行う自由権を有する。

第 47 条（改正）

国家は、外国に居住するラオス国民の法に正当な権利及び利益を保護する。

外国に居るラオス人も、分離排斥をされないラオス共同体の一部である。

国家は、外国に居住するラオス人が国の美しい文化を保全し拡大するよう、家族、親族、自らの出身地と良い関係を保持し、国家の発展開発に参加するよう、奨励、推進、条件整備を行う。

第 48 条

ラオス国民は、憲法、法律を尊重、遵守し、労働規律、社会における正しい行動規則及び公共の秩序に従って行動する厳正なる義務を有する。

第 49 条

ラオス国民は、法律に従い関税及び租税の納税義務を負う。

第 50 条

ラオス国民は、法律の定めに従い、国防、治安維持の義務及び兵役の義務を果たさなければならない。

第 51 条（改正）

ラオスにおいて生活している長期在留外国人、無国籍者並びに外国人は、法律に定められた権利と自由を保護され、所管の国家組織に対して提案、訴え、請願を行う権利を有し、ラオス人民民主共和国の憲法及び法律を遵守する義務を負う。

国家の保護、建設の使命に参加し、特に偉大な功績を果たし貢献した外国人は、ラオス人民民主共和国の名誉国民の称号を授与される権利を有する。

第 52 条

ラオス人民民主共和国は、自由、正義、平和及び科学的使命の戦いのために迫害されている外国人を庇護することを認める。

第 5 章 国民議会

第 53 条

国民議会は、ラオス国、全民族の権利及び利益の代表機関であって、国家権力の最高機関であり、憲法および法律を承認する役割を持つ立法機関であり、国家の重要問題に関し決定する権限を有するとともに、国家組織の憲法、法律の尊重遵守を監督する。

第 54 条（改正）

国民議会は次の権限及び責務を有する。

1. 憲法、法律の検討と承認
2. 国家ビジョン、国家戦略計画、経済社会開発計画、国家予算計画と国家予算修正の検討と承認
3. 国家財務、通貨、予算赤字比率、政府債務比率、公共債務比率に関する基本政策の検討と承認
4. 関税、租税比率の規定、変更、取消又は例外に関する検討と承認
5. 国民議会常務委員会の委員長、副委員長、および委員の選任又は解任
6. 国家主席、副国家主席の選任又は解任

7. 総理大臣の選任又は解任

8. 最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家查察院長官，中央汚職撲滅機関の長，国家会計監査院長官の選任又は解任

9. 国民議会専門委員会委員長，国会官房長の選任，異動および解任の提案の検討と承認

10. 副首相ならびに内閣のメンバーの選任，異動又は解任の提案の検討と承認

11. 最高人民裁判所の裁判官会議会員の選任，異動又は解任の提案の検討と承認

12. 国民議会の組織構成，国民議会組織の設置，合併または廃止の検討と承認

13. 政府組織の構成，省，省に相当する組織，首都，県の設置，統合または廃止の検討と承認

14. 首都，県の境界線の検討と承認

15. 地方人民議会が国家と人民の利益に対し損害を生じさせた場合に，その人民議会の廃止の検討

16. 政府機関の憲法と法律の尊重と遵守に関する監視

17. 恩赦の検討と承認

18. 国家の重要基本事項に関わる，ラオス人民民主共和国が加盟する国際条約の批准，加盟又は解除の検討と承認

19. 戦争又は平和に関する問題の検討と承認

20. 憲法及び法律に矛盾する各分野の法令の廃止。ただし人民裁判所と人民検察院の訴訟に関する判決，決定を除く

第 55 条

国会の一つの会期は 5 年間とする。

国会議員は，法の定めに従い，ラオス国民が選出する。

新国会議員の選挙は，遅くとも現国会議員の任期が満了する 60 日前までに終了しなければならない。戦争その他の理由で選挙を実施するに困難な状態にあるときは，国会はその任期を延長することができるが，その状態が正常に復帰した後遅くとも 6 か月以内に新しい国会議員を選出しなければならない。必要がある場合には，国会は任期満了前に新議員の

選挙を実施できるが，出席議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要である。

第 56 条（改正）

国会常務委員会は，国会の中核常務組織であり，国会の会期期間外には国会の代理として役割を遂行する。

国会常務委員会は，委員長，副委員長及び委員から構成される。

国会の議長及び副議長は，それぞれ国会常務委員会の委員長及び副委員長を兼務する。

国会常務委員会委員長，国会専門委員会委員長および国会官房室長の任期は，連続する二期を超えないものとする。

第 57 条（改正）

国会常務委員会は，次の権限及び責務を有する。

1. 国会の開催の準備と招集
2. 憲法と法律に係る起草勧告，解釈，説明
3. 国家主席に対し，国家主席令の起草
4. 最高人民裁判所の裁判部長及び人民裁判所裁判官の任命，異動及び解任
5. 最高人民検察庁の役員の任命
6. 国家レベル選挙管理委員の任命
7. 国際約束の検討，合意，批准，加盟，またはラオス人民民主共和国が加盟している国際約束からの脱退
8. 国民からの請願書の受領と検討

第 58 条（改正）

国会は，年 2 回，通常国会を開催する。国会常務委員会は，必要また緊急と認められたときは，臨時国会を召集することができる。

全国会議員数の過半数の出席があつて国会は開催することができる。

第 59 条（改正）

国会の決議のための定足数は、出席している国会議員の過半数の賛成を要する。ただし憲法第55条、第67条、第69条及び第121条に定められた場合を除く。

第60条（改正）

新たな法律起草を勧告する権利を有するのは、次の機関である。

1. 国家主席
2. 国会常務委員会
3. 政府（内閣）
4. 人民最高裁判所
5. 最高人民検察庁
6. 国家査察院
7. 国家会計監査院
8. 中央レベルのラオス建国戦線、ラオス退役者連盟および大衆組織

第61条（改正）

国会が採択したすべての法律は、採択から数えて30日以内に国家主席により公布しなければならない。同期間中は、国家主席は、国会に対し、法律の再審議を求めることができる。国会が従前の議決を維持したときは、国家主席は15日以内にその法律を公布しなければならない。

国家主席が公布した法律は、官報¹（オフィシャルガゼット）に掲載されなければならない。ただし、法律に規定された特例を除く。

第62条

国家の命運及び国民の重大な利害に関わる問題は、国会又は国会常務委員会の研究、検討を受けなければならない。

第63条（改正）

国会は、自らの権限と責務の範疇における業務執行において、国会と国会常務委員会に対し司令役となる専門委員会と官房室を設置する。

第64条（改正）

国会議員は、国家主席、国会議長、首相、内閣閣僚、人民最高裁判所長官、最高人民検察庁長官、国家査察院長官、及び中央汚職撲滅機関の長、国家会計監査院長官に対し、質問し説明を求める権利を有する。

説明を求められた個人は、国会に対して、口頭又は書面で回答しなければならない。

第65条

国会議員は、国会又は国会常務委員会の承認なく、刑事訴追、逮捕、身柄拘束を受けることはない。

現行犯か緊急の犯罪行為があったときは、関係の警察機関は、直ちに国会又は国会常務委員会に対してこれを直ちに報告し、検討を求めるものとする。

捜査により、国会議員が国会の会議を欠席することがあってはならない。

第6章 国家主席

第66条（改正）

国家主席は、ラオス人民民主共和国の国家元首であり、国内外において、多民族からなるラオス国民の代表者である。また中央国家防衛—治安維持会議の長として、国民軍の最高司令官として、国家の独立、主権、領土、安定を保証する。

第67条（改正）

国家主席は、国会の出席議員の三分の二を超える議決により選任される。

国家主席の任期は、国会の任期と同一である。

国家主席の任期は、二回の連続した任期を超えることはできない。

¹ ラオス語はジョットマーイヘートターンラタカーン。以下官報のリンク。
<https://www.laoofficialgazette.gov.la/>

国家主席は、国家主席府官房を有する。

第 68 条（改正）

国家主席は、次に掲げる権限及び義務を有する。

1. 憲法及び法律を公布する。
2. 国家主席令及び国家主席布告を發布する。
3. 特別閣僚会議の招集と議長を務める。必要な場合には国会常務委員会への参加。
4. 国会の承認後、副首相及び閣僚の任命、異動、解任を行う。
5. 人民最高裁判所副長官、最高人民検察院副長官、国家監査機関副長官、中央汚職撲滅機関の副長官、国家会計監査庁の副長官の任命、異動、解任を行う。
6. 国防軍及び治安部隊の将軍の昇格又は降格を決定する。
7. 国家主席府の長官、副長官の任命、異動、解任を行う。
8. 外国へ赴任するラオス人民民主共和国の特命全権大使の任命、または召還を行う。ラオス人民民主共和国に駐在する外国の全権大使または全権代表の信任を行う。大使階級の信任、降格また解任の認証。
9. 国会常務委員会の提言に基づき、国家レベルの選挙管理委員会の任命、選挙実施日、候補者数、選挙区ごとの国会議員数、県議会議員定数を公示する。
10. 国会の合意に基づき、戦争あるいは停戦について宣言を行う。一般徴兵あるいは部分徴兵に合意する。全国非常事態宣言あるいは一部地域非常事態宣言に合意する。
11. 首相の提言に基づき、国家金メダル、功績勲位、勝利勲章、国家荣誉称号、その他の形式の表彰の授与に関する決定を行う。
12. 恩赦について決定する。国会の承認後に大赦を宣言する。
13. 外国人の政治亡命に合意する。
14. ラオス人民民主共和国を代表し、国際条約の批准または加盟、停止について、交渉または署名に合意すること。

第 69 条

国家主席は、国会に出席議員の三分の二を超える賛成をもって選出された国家副主席を有する。

国家副主席は、国家主席から委任を受けた職務を執行し、国家主席が多忙のとき国家主席を代理する。

国家主席が職務不能になった場合には、国会が新しい国家主席を任命するまで国家副主席が代理として職務代行する。

第 7 章 政府²

第 70 条

政府は、全国で統一的、全分野で国家の行政管理を担う組織である。

政府は、国会と国家主席に対し責任を負う。

第 71 条（改正）

政府は、以下に掲げる権限と責務を有する。

1. 政策・方針、憲法、法律、国会の議決、国会常務委員会の議決、国家主席令及び国家主席布告を拡大普及する。
2. 国会に対し法律案を、国会常務委員会に対し国家主席令案を、国家主席に対し国家主席布告案を勧告する。
3. 国家管理、社会経済管理、科学技術、天然資源、環境、国防・治安及び外交問題の管理に係る政令、議決の発出を行う。
4. 国家ビジョン、国家戦略計画、経済社会開発計画、及び国家年次予算を作成し、これらを国会に勧告し、検討、承認を求める。
5. 省、省と同格の組織、首都・県の設立、合併、廃止につき、また県、首都の境界線の規定について国会に勧告し承認を求める。

² 政府のラオス語は「ラタバーン」で、広義で行政機関としての「政府」の意味と、狭義で「内閣」の意味

もある。翻訳にあたって「政府」としたが、「内閣」を指すと思われる場合、政府（内閣）と訳している。

6. 庁³、庁と同格の組織の設立、合併と廃止につき決定する。

7. 県人民議会の承認を受けたのち、郡と市の設立と廃止、郡と市の境界線の規定を決定すること。

8. 特別経済保護区、専門経済保護区、国際国境の設置、廃止を行う。

9. すべての専門分野の活動、地方行政組織、軍隊及び治安部隊の指導、監督、検査を行う。

10. 国籍付与、国籍離脱、国籍剥奪、ラオス国籍の回復について決定すること。

11. 外国人に対する名誉国民の付与の決定。

12. ラオス人民民主共和国政府を代表して、国際条約及び国際協定の署名、承認検討、加盟または脱退について決定する。

13. 省、政府に所属する組織、地方行政組織の決定、命令、通達が法律やそれ以外の法令に矛盾する場合に、それらの執行の停止、取消、又は破棄処分。ただし、人民検察院と人民裁判所の訴訟に係る判決、決定を除く。

14. 自身の活動について、国会、国会常務委員会、国家主席に対し、それを報告すること。

第72条

政府（内閣）は、首相、副首相、大臣及び省に相当する組織の長で構成される。

政府（内閣）の任期は国会の会期と同一とする。内閣のメンバーで同じ役職に就くものは、連続する二期を超えることはできない。

第73条（改正）

首相は、政府（内閣）の長であり、政府及び地方行政組織の活動をリードし指導する代表者である。副大臣、省に相当する組織の副官、庁の長官、副長官、局長の任命、異動、解任を行う。県人民議会の承認後、首都・県行政委員長長の任命、異動、解任を行う。

³庁（ラオス語はタブアン ທະບຽນ）省未満、局より上の組織のことをいう。

⁴「ターセーン（ຕາເສງ）」とは、2025年の臨時国会にて承認された、今までの「村」に代わる新たな行政区分であり、郡と村の間で、複数の村から構成される

人民軍、治安維持隊の大將の昇格又は降格についての勧告、大佐の昇格又は降格を行う。

第74条（改正）

副首相は、政府と地方行政組織の業務の指導において首相を補佐し、首相からの委任により特定の業務を担当する。

首相の不在時には、副首相のうち誰か一人が首相代理となる。

第75条

省の大臣、省と同格組織の長は、国会、国会常務委員会、内閣の決議を拡大普及し、実行する役割を持つ。自らの担当する分野の業務の執行について、指導、管理、監督する。政府（内閣）の決定に従い、外国との協力、協定書、議定書調印を行う。

第76条

国会は、国会常務委員会又は国会議員総数の四分の一以上が、内閣のうち誰か又は内閣全体に対する不信任を提起した場合は、その不信任投票を実施することができる。

国会が、内閣のうちの誰か又は内閣全体に対する不信任を決議した場合、国家主席は、国会に対し同決議の再審議を求めるか、辞職を決定する。

第8章 地方人民議会

第77条（改正）

地方人民議会は、ラオス人民全民族の権利と利益を代表し、地方での統治権を持つ機関であり、一般的効力をもつ法令の審議、承認、その地方の重要な基本的問題の決定、自身の地方におけるすべての国家組織の活動につき監督を行う。

地方人民議会は、地方行政のレベルに従い設置され、県人民議会、郡人民議会、ターセーン⁴人民議会が

「行政地区」を指す。この改正により、ラオスの地方行政の階層は、1. 都・県 2. 郡 3. ターセーンの三階層に変更になった。現在決まった訳語がないため、今回の訳ではそのまま「ターセーン」としている。

ら構成される。郡人民議会、ターセーン人民議会については、国会の決定に従い開設ができる。

地方人民議会の会期は、国会の任期と同様とする。

第 78 条 (改正)

県人民議会は、以下に掲げる権限と責務を有する。

1. 自らの地方での一般効力を持つ法令の検討と承認を行う。
2. 地方レベルの経済社会開発計画、国家予算計画及び国家予算計画修正の検討と承認を行う。
3. 県人民議会常務委員会の委員長、副委員長、委員の選任と解任を行う。
4. 県人民議会の委員長及び官房長の選任、異動また解任の検討と承認を行う。
5. 県人民議会の組織構成、県人民議会組織の設立、合併または廃止の検討と承認を行う。
6. 首都・県の行政委員長⁵の選任、異動または解任に関する提案の検討と承認をおこなう。
7. 都・県の行政委員会組織構成、都・県行政委員会副委員長⁶の選任、異動または解任についての提案、都・県の課長、課と同格の組織の長、郡・市の行政委員長⁷について検討と承認を行う。
8. 都・県の課、課と同格組織の設置、合併または廃止に関する都・県行政委員長からの提案について検討と承認をする。
9. 都・県及び地区（ケート）人民裁判所長の選任、異動または解任について提案を検討と承認する。
10. 都・県及び地区（ケート）人民検察庁の長の選任、異動または解任について提案を検討と承認する。
11. 郡、市、ターセーンの設置と廃止、郡、市、ターセーン境界線の規定について検討、承認する。
12. 自身の管轄する地方におけるすべての国家組織の憲法と法律の尊重、遵守を監督する。
13. 自身の階層ないしそれ以下における法律と矛盾するすべての分野の決定、命令、通達又はその他法令の取消、破棄を行う。ただし、人民裁判所と人民検察庁の事件手続に関する決定を除く。

第 79 条 (改正)

⁵ 今までの「都知事、県知事」を指すと思われる。今回からその呼称が変更になっている。

県人民議会常務委員会とは、県人民議会の中心組織であり、県議会が開催されていない時期には議会に代わって役割を果たす。

県人民議会常務委員会は、委員長、副委員長、委員から構成される。

県人民議会の議長、副議長は、県人民議会常務委員会の委員長と副委員長を兼任する。

県人民議会の常務委員会委員長、県人民議会議長および官房長の任期は連続する二期を超えない。

第 80 条 (改正)

県人民議会常務委員会は、以下に掲げる権限と責務を有する。

1. 県人民議会の開催準備と招集を行う。
2. 法律の定めに従い、人民裁判所の人事につき選任、異動及び解任の提案を検討と承認する。
3. 都・県及び地区（ケート）人民検察庁の委員選任の提案を検討と承認する。
4. 地方の選挙管理委員会の選任を行う。
5. 自分の管轄する地域の国民からの請願につき、それを受領、検討する。

第 81 条 (改正)

県人民議会は、年に 2 回通常議会を開催する。必要かつ緊急の際に県人民議会常務委員会は、臨時議会を招集することができる。

県人民議会は、議員総数の過半数の出席をもって成立する。

第 82 条

県人民議会の議決については、議会に出席している議員数の過半数の賛成をもって成立する。

第 83 条 (改正)

県人民議会は、自身の権限と役割における業務遂行にあたり、県人民議会と常務委員会に対しての指令塔となるいくつかの委員会と官房を設置する。

⁶ 副都知事、副県知事を指すと思われる。

⁷ 副郡長、市長を指すと思われる。

第 84 条 (改正)

県人民議会議員は、都・県行政委員長、県の課長、課に相当する組織の長、郡、市行政委員長、都・県の人民裁判所長、人民検察の長、地域会計監査院の長、県国家査察院の長、県汚職防止組織の長に対し、質問し説明を求める権利を有する。

説明を求められた個人は、県人民議会において、口頭又は書面で回答しなければならない。

第 85 条 (改正)

県人民議会議員は、県人民議会又は県人民議会常務委員会の承認なく、刑事訴追、逮捕、身柄拘束を受けることはない。

現行犯または緊急の犯罪行為があったときは、関係する警察官は、直ちに県人民議会又は県議会常務委員会に対してこれを直ちに報告し、検討を求めるものとする。

捜査により、県人民議会議員が県議会の会議を欠席することがあってはならない。

第 9 章 地方行政

第 86 条 (改正)

ラオス人民民主共和国の地方行政は、県、郡及びターセーン⁸の三階層で構成される。

村については、コミュニティ自治組織とする。

第 87 条 (改正)

地方行政組織とは、地方の行政管理を司る組織であり、自らの管轄する地域内で、全面的、統一的に管理する役割を持つ。

地方行政組織は、政府（内閣）と地方人民議会に対し責任を有する。

地方行政組織は、県階層、郡階層そしてターセーン階層の行政委員会から構成される。

各階層の行政委員会は、委員長⁹、副委員長及び委員から構成される。

各階層の行政委員会の任期は、地方人民議会の任期と同様とする。

第 88 条 (改正)

地方行政組織は以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. 憲法、法律、法律より下位の法令、県人民議会決議、その地方の経済社会開発計画と予算計画の執行を行う。

2. 経済社会開発計画、県予算計画また国防治安維持計画を立案し、県人民議会に対し勧告し、検討承認を求める。

3. 政治、経済、文化社会、国防治安維持、天然資源、環境またその他分野の管理をおこなう。

4. 経済、文化社会また国防治安維持の管理に関係する法令の制定。

5. 自身の責任下の組織の役割業務執行について監督する。

6. 自らの地域に生活また活動しているラオス市民、永住者、無国籍者、外国人の管理を行う。

7. 市民からの提案について、受領、検討及び解決を行う。

8. 政府からの委任に基づき、外国と連絡、協力を行う。

9. 上部組織また自身の地方人民議会に対し、自らの地域の全面的な業務執行の状況のとりまとめと報告を定期的に行う。

第 10 章 人民裁判所及び人民検察院

第 89 条 (改正)

人民裁判所とは司法機関であり、人民裁判所のみがラオス人民民主共和国において事件の審理、判決できる唯一の機関である。

⁸ 2025 年の臨時国会で、今までの「村」に代わり、複数の村から構成される「ターセーン」が最下層の行政階層となった。未だ定着した訳語がないため、ここではそのまま「ターセーン」としている。

⁹ いままで「県知事」「郡長」と呼んでいたが、呼称を変更した。

人民裁判所の事件審理は、第一審、上訴審、破棄審からなる。

人民裁判所は、正義、人権、人民民主体制、国家、集団の利益、個人、法人また組織の正当な利益を、法律にしたがってそれを保護する

第 90 条

ラオス人民民主共和国の人民裁判所は、法律に定められたとおり、最高人民裁判所、地方人民裁判所、軍事裁判所から構成される。

必要があるときは、国会常務委員会の承認を得て、特別裁判所を設けることができる。

第 91 条

最高人民裁判所は、ラオス人民民主共和国の最高判決機関である。

最高人民裁判所は、人民裁判所の事件判決を監督し取りまとめ、確定判決を管理する。

第 92 条（改正）

最高裁判所長官は、国民議会によって選任また解任され、その任期は国民議会と同じとする。

最高人民裁判所副長官は、国家主席により任命、異動又は解任される。

最高裁判所裁判部長と人民裁判所の裁判官は、国会常務委員会により、任命、異動、解任される。

第 93 条

人民裁判所は、法律の定めにしたがい合議体で審理し、多数決制によって判決を下す。ただし単独審の判決の場合を除く。

審理判決をなすに当たり、裁判官は独立し、法にのみ従って行動しなければならない。

第 94 条

法廷での裁判審問（タイスワン）は、法で定めた場合を除き、公開で行わなければならない。

第 95 条

当事者は、裁判審理において反論・弁論する権利を有する。

被疑者は、自分が訴追された事件に対し、自分自身又は保護人又は弁護士によって、承諾、被疑事実反論、また係争することができる。

弁護士は、当事者又は被疑者に対し法律的な支援を行う権利を有する。

第 96 条

社会組織の代表者と市民は、法の定めに従い、裁判手続に参加する権利を有する。

第 97 条（改正）

人民裁判所の下した確定判決について、すべての党組織、国家組織、ラオス建国戦線、退役者同盟、大衆組織、社会組織、国際機関及び全国民は、これを尊重しなければならない。

関連する個人、法人及び組織は、これを厳正に執行しなければならない。

第 98 条（改正）

人民検察院は、司法手続きにおいて、被疑者を裁判所に訴追し、また法律の尊重と執行の監視・監督をする組織である。

第 99 条

ラオス人民民主共和国の人民検察院は、法に定められたとおり、最高人民検察院、地方人民検察院、軍事検察院から構成される。

第 100 条（改正）

最高人民検察院長官は、すべての検察院の活動・業務を指揮する。

第 101 条（改正）

最高検察庁長官は、国民議会によって選任また解任され、その任期は国民議会と同じとする。

最高人民検察院副長官は、国家主席により任命、異動、解任される。

地方人民検察院の所長及び副所長、高等軍事検察の副長、検察職員は、法の定めにより任命、異動、解任される。

第 102 条（改正）

人民検察院の検察職員は、訴訟手続きにおいて、法律のみに従って業務執行する。

第 11 章 国家査察 と国家会計監査

第 103 条（新）

国家査察とは、国家査察院¹⁰（State Inspection Authority）の行う、組織と個人の政策執行、法律、使命、権限、役割、責任の執行を査察する活動であり、同時に法律に従って問題解決の方法と強制措置を勧告することである。

第 104 条（新）

国家査察院は、汚職に関して、それを監視、査察、対抗、防止し、法律違反に係る報告の検討、解決する使命を執行する。

国家査察院の組織体制は、法律にそれを定める。

第 105 条（新）

中央国家査察院の長官の選任または解任は国民議会によってされ、国家主席、国民議会に対し、国家の査察、汚職への対抗と防止、勧告の検討と解決を行う責任を負う。

中央国家査察院の長官の任期は、連続する二期を超えないものとする。

中央国家査察院の副長官は、国家主席が任命、異動また解任を行う。

下位国家査察院の各レベルの長、副長の任命、異動また解任は法律の定めに従って行う。

第 106 条（新）

国家査察院は以下の権限と役割を持つ。

1. 国家の財産と予算を利用する組織の政策、法律、計画、プログラム、プロジェクト、使命、権限、役割、また責任の執行状況を査察すること。
2. 法律違反行為を行う公務員、軍人、警察官、企業職員、またその他個人の、職務権限の利用、役割と責任の執行について査察を行うこと。
3. 汚職事件並びに汚職に係るマネーロンダリング事件の、査察結果執行、並びに確定判決の執行結果の査察を行うこと。
4. 国の投資プロジェクトの査察を行うこと。会計監査結果や国民議会また地方人民議会の議決にしたがっての査察を行なうこと。財産と収入の報告を受けること。
5. 事案に係る報告勧告につき検討と解決を行うこと。汚職の対抗と防止、汚職事件、汚職に係るマネーロンダリング事件の捜査を実行すること。
6. 査察結果による強制措置と解決方法を勧告すること。
7. 業務執行の報告、特に査察結果と査察解決結果を国民議会または地方人民議会に対し報告すること。

第 107 条（改正）

国家会計監査とは、国家会計監査院¹¹（State Audit Organization）の行う、国の予算、会計並びに財産の利用に対する会計監査と管理業務のことである。

第 108 条（改正）

国家会計監査院は、会計監査と正当性を保証する使命を実行し、会計監査結果の解決に関し、強制措置勧告、奨励並びに監視を行う。

国家会計監査院の組織体制は法律に定める。

第 109 条（改正）

国家会計監査院の長官は、国民議会が選任または解任を行い、国民議会に直属の責任を有し、国家会計

¹⁰ ラオス語は、オンカーン・クワッドカー・ラット(ອົງການກວດກາລັດ) 日本語の定訳はまだなくここでは国家査察院とした。

¹¹ ラオス語は、オンカーン・クワッドソープ・ヘーンラット(ອົງການກວດສອບແຫ່ງລັດ) 日本語の定訳はまだなく、ここでは国家会計監査院とした。

監査業務に関して、国家主席、首相、国会常務委員会に対し報告を行う。

国家会計監査院の長官の任期は、連続する二期を超えないものとする。

国家会計監査院の副長官は、国家主席によって任命、異動、並びに解任される。

第 110 条（改正）

国家会計監査院は、以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. 国家予算の計画立案と修正、収入計画、支出計画、投資計画、結果予測、会計報告書、法律面の適合性、並びに執行結果について、法律に則り独立して会計監査業務を行う。
2. 法律に則り自らと地域会計監査院の業務について管理、監視、検査を行う。
3. 法律に則り、自らの業務執行と会計監査結果を報告する。
4. 会計監査結果に基づき、法律違反を行った対象に対し強制措置を発動するよう関連の組織に勧告を行う。

第 12 章 選挙管理委員会

第 111 条（改正）

選挙管理委員会は、国家中央選挙管理委員会と地方選挙管理委員会から構成される。

国家中央選挙管理委員会は、国会常務委員会が設置を決定する機関であり、国家主席に対し国家主席令を提言し、国会議員、地方議会議員、地方選挙管理委員の選挙を指揮する役割を持つ。

地方選挙管理委員会については、地方国民議会の常務委員が合意し設立し、公式通知する。その役割は、国民議会選挙の実施、また自身の担当地域範囲の地方議会選挙において、中央選挙管理委員会の計画を実行に移すことである。

第 112 条（改正）

国家中央レベルと、地方レベルの選挙管理委員会は、委員長、副委員長そして委員から構成される。

国家中央選挙管理委員会の任期については、対応する国民議会の召集議会（初回議会）の終了後、満了する。

地方選挙管理委員会の任期については、その地方議会の召集議会（初回議会）の終了後、満了する。

国家中央選挙管理委員会と、地方選挙管理委員会の権限及び責務については、法律にそれを規定する。

第 13 章 言語、文字表記、国章、国旗、国歌、国民の日、通貨及び首都

第 113 条

ラオス語とラオス文字を公用語及び公用文字とする。

第 114 条

ラオス人民民主共和国の国家紋章は、円形で、その下方部分に半分の「はめば歯車」の図柄及び「ラオス人民民主共和国」の文字が書かれた赤いリボンが描かれ、その両脇には熟した稲の三日月型をした穂を配し、「平和、独立、民主、統一、繁栄」と書かれた赤いリボンがその稲穂の中央部分同士を結び、「タートルアン」の絵がこの稲穂の先端と先端の間に描かれ、また円形の中心部には 1 本の道路と水田、森、水力発電用ダムが描かれる。

第 115 条

ラオス人民民主共和国の国旗は、背景が濃い青色に、赤い横線と白い月が描かれる。旗の幅は長さの 3 分の 2 とする。各側にある赤い横線のそれぞれの面積は、濃い青色部分の面積の半分とする。白い月は国旗の中央にあり、その面積は、濃い青色部分の面積の 5 分の 4 とする。

第 116 条

ラオス人民民主共和国の国歌は「サート・ラーオ」とする。

第 117 条

ラオス人民民主共和国の建国記念日は、ラオス人民民主共和国が設立された 1975 年 12 月 2 日とする。

第 118 条

ラオス人民民主共和国の通貨は「キープ」とする。

第 119 条

ラオス人民民主共和国の首都はビエンチ ャン首都とする。

第 14 章 最終規定

第 120 条 (改正)

ラオス人民民主共和国憲法は国家の基本たる法である。

すべての法律は、本憲法に適合するものでなければならない。

国家は 1991 年 8 月 15 日を国の憲法記念日と定める。

第 121 条

国民議会のみが、ラオス人民民主共和国憲法を改正することができる。

憲法の改正は、国会議員総数の 3 分の 2 を超える賛成をもって承認される。

第 122 条 (改正)

本憲法は、憲法発布に係る国家主席令が交付された日から効力を有する。

本憲法は、2015 年 12 月 8 日 番号 63/SPX ラオス人民民主共和国憲法に代わるものである。

国会議長

Dr. サイソムポーン・ポムヴィハーン

(翻訳／ラオス JICA 法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ 2 川村 仁)